

白山神道と浄土真宗の二岐併信

柳田学毛坊主論考 (II)

吉田幸平 中部女子短期大学

THE HAKUSAN MOUNTAIN WORSHIP 5.
SIDED FAITH OF HAKUSAN SHINTOISM AND THE TRUE RURE LAND-
SECT, COMMONLY REFERRING TO SHIN-SHU OR THE SHIN SECT IN
SHIRAKAWA VILLAGE, HIDA DISTRICT, GIFU PREFECTURE. THE
STUDY ON THE MONKS OF WORLDLY MINDED LAYMAN IN
YANAGIDAISM(II)

Kohei YOSHIDA, *Chubu Women's Junior College*

第5章 石徹白御師いとしろおしと真宗信仰

1. 石徹白(旧福井県大野郡石徹白村, 現岐阜県郡上郡白鳥町石徹白)上在所には, 越前大野曹源寺の禅宗檀家はありますが, その他の石徹白には禅宗寺院が存在しない。これは飛騨大野郡が全村殆んど真宗寺院であるのと機を一つにするが, 禅宗が美濃から奥飛騨の白山禅定道へは教線の入る余地が真宗よりも立遅れたことに原因する。

(大野郡は, 白山麓に, 越前大野, 飛騨大野, 美濃大野の三郡があったが, 現在美濃大野郡のみが揖斐郡大野町として残っている。)

仏教の堂宇は, 真宗以外に, 白山中居神社に神仏習合の形で, 仏像が神体として安置されたものと, 泰澄像(白山開闢)を祀る大師堂が存するのみであり, 村全体の流れは, 白山中居神社と別山→御前峰→大汝に繋る白山信仰の強烈な信仰圏の社人基地であった。この白山信仰基地に, 真宗が展開して行った越前吉崎御坊→飛騨白川郷(当時は檜峠から前谷に出ず一ノ峰から尾上川に添って飛騨中野に出た)の真宗の交通路の要衝であり, 白山登拝の宿坊の村であった。

白山登拝のための白山講集団の仲居の宿坊の基地として, 白山御師集落として, また, 先達としての全社人態勢の白山信仰の上に, 真宗の信仰教軌が重層して行った二重信仰を矛盾なく受入れて行った処である。元来, 石徹白は武家が居住せず神事祭礼のときの狼藉者の取り締りや神社の守護のため, 元暦の初年(1184)平泉中尊寺の藤原秀衡が別山に聖観音寄進のとき, 供をしてきた上村彦三郎の12人の武家を招いた。これ等の武家を3人宛, 各村に配置し, その扶持として, 宮之尾山・ワサビソ山・ミノワ山・ネイゴ山・タキガ洞山・杉尾山・ミドウガ洞山・滝之上山・トウゲ山・高畑山・上平山・下谷俵谷山を配分し家督相続させた。これらの山から御祭奠として, 100文ずつ計1貫200文を神主方へ渡し, 4月の大祭の費用に当てたという。後には, この山を持つことが, 社家(頭社人)であるしるしとなり, この山を買収して社家となることが出来るようになった。1人で山を買えない場合は2人または3人で買いそのときは2年または3年交代で社家役をつとめた。

「石徹白文書」の上村大学・久保田九郎助の歎願書の文政6年によれば, 江戸時代, 文政年間にお

九年以前尾州名古屋、其の翌年京都町奉行所へ相願い、伏見神宝拝礼神楽を奏し、諸人を拜ませ、右助成を以て、七年以前別山の社並に室共に修復致し候。尤も右の訳故開帳札は越白山大権現と相認め申候。

右別山支配の証拠には、別山三神体先年 濃州郡上の城主 金森五郎八寄進にて、裏書に白山社家の最頂石徹白彦右衛門尉と彫付有之 大和先祖にて社家に紛無く御座候の旨答上有之候。尾州名古屋その後伏見にて、本尊白山開基 泰澄大師像儀 並神宝拝礼神楽を奏為拜申候。猶京都向井伊賀守様之越の白山別山の社並に拝殿修復開帳仕度旨相願候処、願の通り被仰付候に付開帳札は、越の白山泰澄大師の御影並に神宝拝礼神楽を奏拜せし候由 相認候旨申上候。

云々とある。即ち白山本社と加賀・越前・美濃三国の門前聚落との繩張争いで、その背後には白川、吉田の在京社家取締りの公郷が尾をひき両家の争いは遂に、後年の宝曆騒動を惹起せしめて、金森家断絶となり、一番郎党を路頭に迷わしめて、その他減封、打首獄門・遠島流罪・追放など数多くの犠牲者を生ぜしめるに至ったことは、その背景に御師の問題があり、御師の収入源が、当時としては、大きなものであったことである。石徹白御師では、先達料が1人300文、旦那場廻りの1季節は1人50両と米50俵という予想外の収入源が最大原因になっている。

売渡申旦那場所証文之事

三河国拙者扣ノ内 不残美濃国ニテ貴殿ヨリ買受置ニテ、鳴村、生榊村并立花村 洲原右摺之村々帳面残ノ 代金6両ニ永代売渡申所実正ニ御座候 然上者貴殿御勝手次第ニ御支配可被成候 右売渡申旦那所ニ於テ毛頭故障無之候 若万一他ヨリ彼是申者御座候へバ 拙者共何方迄モ罷出急度埒明貴殿へ少モ御難題掛申間敷候為後日証文仍如件

明治2年 10月

本人 杉本左近

請人 石徹白伊予

〃〃 石徹白長門

桜井肥後殿

御師の旦那場は代々世襲の権利であったが、時には、この権利を売買の対照とした例であり、6両であったことの資料である。

御師活躍の初期は15世紀に既に御師の展開をみており、16世紀天文(1532)元年間には旦那場が売買された記録がある。

「桜井家文書」によれば、

京四郎檀那売券

おわりの国やこと、南はさま事

壱円において永代うりわたし申事実正也国一度之御方之旨入申候ともおいて此儀に入申間敷候し、そんなんにおいて我等一筆といらん之物ある間敷候もしいらん之物いてき候は、守護の御さう者にてきた可申候

其時子細申間敷候 仍後日之証文状如件

天文21年みつのへ子9月15日ゑい白

京四郎 (略押)

桜井平衛門尉

まいる (桜井家文書)

右の文書は尾張八事(現名古屋市)南狭間(現名古屋市)の旦那場の譲渡であり、天文年間には、旦那場の売買が行われていたことが知られる。

桜井正次檀那讓状

於三河 且方 讓状之事

たきしり あわふち めう堂 たしろ 中かね おうしろ あめやま かうへ きわたし 是まん
てう たはらざき 作手11村

わつて よか村 しまた きはたぜんぶ すかぬま こりよう こた おゝありたち かさい嶋
たミネ なしの ほとのおんはら おしわ ゆうしま だんじ たたもち ふり 一しき しほ
ぜ 中山 次やま 黒瀬 奈良瀬 蛭比田内かほれうれかわい 同大かわい田口 わい市 平山片 お八し
ろ 小林 たかれ かわむき ながし野 なかうし 大峯 おうとうけ なくら 大とうけ ふせ
つ ねはね つき瀬 かわて

ふり草七郷七村供に同信州之国者 ひろめ次第渡事実正也

右讓渡候事実正也 但身体ならず候て在所をこきやくなとせられ候ハ そりやう之方へうかい可
被申候 我が覚悟としてたもんへ売る事有間敷候 若たもんへうり候ハさりやうかたへうり申
様可有候仍定事如件

天正9年辛巳 12月吉日

(1582)

桜井平右衛門正次(花押)

平三をし

一 桜井平右衛門より同名左右衛門尉へ讓状東三河 遠州浜松 あたご6ヶ村外
美濃国ニテ木尾 はんさい 須原 たち花外

慶安3年(1651)2月6日付

一 小四郎より桜井平右衛門へ讓渡

三州の内 村数52村

寛文9西5月9日

(1670)

一 杉本左近より 桜井肥後へ売渡証文

三河国内 美濃国内

明治2年巳10月

その他数多くの資料があるので省略する。(註1)右の如く、檀那場は、売買の対象となり、檀那場の増減によって、社家の中にも盛衰があった。御師はこの檀那場へ毎年牛玉札・雪札・或は白山薬草を領布して廻り、初穂を集めたのであった。

檀那場の白山の信仰者達は講を結成し、白山へ代参者をも送った。代参者をたてないときは、オハチ料と称する金一封を社家に託した。オハチとは、棒の先に紙を御幣のように切ったものを付け、白山社の本殿の前に、願主何某と記して、立てならべたのである。

石徹白御師の檀那場は、

飛騨・美濃・尾張・三河・駿河・伊豆・信濃・甲斐から遠くの武蔵・上野までおよんでいた。そして、この檀那株は御師にとって、大きな財産であったのである。

社家として、御師と先達も兼ね半農半神主として、組織の講集団の支配者でもあったことは、石徹白が白山禅定を抜きにして、何も語れない朝廷直轄地の有為にあったことである。

2. 石徹白の宗門改帳に見る社家の檀那

江戸時代における宗判は、上在所の社人が円周寺と曹源寺、西在所は安養寺、中在所は威徳寺の檀家となっていた。中在所の宗門改帳が寛政2年(1790)・元治元年(1864)・慶応3年(1867)の3

年分が現存する。

1例を挙げてみると、

中石徹白宗門御改帳		同宗	弟年十八	三之助
(表紙)		同宗	妹年十三	津よ
「		一浄土真宗威徳寺旦那	社人年六十	長助
寛政二年		同宗	年四十六	女房
中石徹白宗門御改帳		同宗	男子年十四	治助
正月日		同宗	二女年九	ま津
	」	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年六十九	孫左衛門
一浄土真宗威徳寺旦那	頭社家年四十五	同宗 太七	男子年三十五	定四郎
同宗	年二十八	同宗	七男年二十五	磐七
同宗	男子五	同宗	定四郎女子年八	ま津
同宗	二男年三	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十三幸七事	幸右衛門
同宗	父年六十八	同宗	年四十七	女房
同宗	妻年三十一	同宗	男子年六	松之助
同宗	同所孫左エ門方より 養女ニ来ル	同宗	弟年五十一	孫治
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年四十七	同宗	社人年五十六	七郎左衛門
同宗	年三十八	一浄土真宗威徳寺旦那	年四十七	女房
同宗	女子年八	同宗	男子二十五	喜太郎
同宗	甥年二十五	同宗	社人年四十五	宅右衛門
同宗	嫁年十九	一浄土真宗威徳寺旦那	年四十七	女房
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年二十六三郎治事	同宗	長四郎事同所助右門方養子遣	二男子年二十五
同宗	年十九	同宗	三女年二十一	ひな
同宗	年六十五	同宗	四女年十八	津じ
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十九伊三郎	同宗	五男年十四	徳之助
同宗	年廿	同宗	六女年十	ま津
同宗	男子二	同宗	七男年七	亀之助
同宗	年四十四	同宗	社人年六十八	勘左衛門
同宗	妹年十一	一浄土真宗威徳寺旦那	年五十五	女房
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年二十六	同宗	男子年三十五	勘四郎
同宗	年五十七	同宗	養子年九	仙太郎
同宗	弟年二十三	同宗	郡上郡西俣村濟兵衛 厄介半重郎倅養子ニ来ル	

石川県白山自然保護センター研究報告 第5集

一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十六	太郎左衛門	同宗	年四十九	女	房
同宗	年三十六	女	房	二男年十五	岩	之助
同宗	男子年十三	与	太	三女年十三	せ	ん
同宗	二男年七	治	郎	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年七十一	久助
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年二十六	吉郎治事	太郎兵衛	年七十一	女	房
同宗	同所小平治方より縁付来ル 同所織勝二女ついの縁付来ル	年二十二	女	房	同宗	男子年四十
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年四十四	市郎治	同宗	年三十二	女	房
同宗	年三十八	女	房	同宗	孫男子年七	虎吉
同宗	女子年十三	心	津	同宗	孫二男年三	吉之助
同宗	二男年十	三	之助	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年七十九	源五右衛門
同宗	三男年六	三	郎	同宗	男子年三十九	佐吉
同宗	四男年二	安	之助	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年六十二	文吉
同宗	父年七十四	市	左右衛門	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十一	三郎治事
一浄土真宗威徳寺旦那	頭社人年四十一	長	左衛門	同宗	年三十六	女
同宗	年四十二	女	房	同宗	女子年六	さよ
同宗	(三男) 同所五左衛門方より養子ニ来ル	養子年十三	元	之助	同宗	從弟年四十一
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年二十五	源	七	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十六	四郎左衛門
同宗	年五十三	母		同宗	年七十	母
同宗	妹年二十一	み	屋	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年四十三	五平治
一浄土真宗安養寺旦那	社人年五十八	六郎	左右衛門	同宗	年三十三	女
同宗	年六十五	女	房	同宗	男子年十一	松之助
同宗	女子年二十四	よ	勢	同宗	年六十六	母
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年二十七	角五郎事	八郎	右衛門	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十六
同宗	年十九	女	房	同宗	年二十六	女
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年四十四	五	左右衛門	同宗	男子年二	五郎
同宗	年四十	女	房	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年七十一	九郎左衛門
同宗	女子年十七	さ	那	同宗	年六十一	女
同宗	二男年十五	万	吉	同宗	養子年二十九	忠五郎
同宗	四女年十	い	とう	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年廿一	助
同宗	五男年五	徳	松	同宗	年三十八	母
同宗	六女年四	り	ん	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十	七
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十八	藤	左右衛門	同宗	年四十一	女
						房

吉田：白山神道と浄土真宗の二岐併信

同宗	男子年十七	太 郎	同宗	三男年十二	治 郎
同宗	二男年十二	吉 之 助	同宗	四男年六	甚 之 助
同宗	三女年六	は 那	同宗	母年七十九	妙 責
同宗	厄介年六十二	き く	同宗	弟年四十六	重 助
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十	文四郎後家	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十五	五 郎 兵 衛
同宗	男子年廿五	吉 松	同宗	年三十八	女 房
同宗	二男年廿三	市 之 助	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年六十八	助 右 衛 門
同宗	三女年十六	は 那	同宗	年三十九	女 房
同宗	四男年六	六 之 助	同宗	養子年二十六	長 四 郎
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十三	孫 助	一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十九	弥 治 郎 衛
同宗	年五十七	女 房	同宗	年五十四	女 房
同宗	同所孫治弟方より 養子来ル	養子年二十六	一浄土真宗威徳寺旦那	置右衛門家来年七十七	小 重 郎
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年三十二与八郎事	彦 左 衛 門	同宗	年七十五	女 房
同宗	年二十九	女 房	同宗	二男年四十二	新 吉
同宗	男子年三	駒 之 助	同宗	年三十一	女 房
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十七	志 □	同宗	女子年三	ち よ
同宗	養子年十八	は な	一浄土真宗威徳寺旦那	其右衛門家来年三十二	七 郎 治
同宗	嫁年十八	む 津	同宗	妹年二十九	さ ん
一浄土真宗威徳寺旦那	頭社人年六十	五郎左衛門	同宗	弟年十四	六 之 助
同宗	年五十七	女 房	同宗	伯父四十七	重 助
同宗	二男年二十三	助 三 郎	同宗	さん男子年三	三 太 郎
同宗	年二十	女 房	一浄土真宗威徳寺旦那	孫左衛門家来年五十五	は 那
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十五	喜 左 衛 門	同宗	男子年二十九	長 治 郎
同宗	年四十九	女 房	同宗	二女年二十三	こ う
同宗	女子年廿六	た 津	同宗	三女年十八	三 之 助
同宗	二男年二十	七 之 助	同宗	四女年十一	よ ね
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年六十七	七 重 郎	一浄土真宗安養寺旦那	長左衛門家来年八十五	伝 七
同宗	年六十八	女 房	家数ノ四拾五軒		
一浄土真宗威徳寺旦那	社人年五十七	助 左 衛 門	三 軒 頭社人		
同宗	年四十五	女 房	内ノ百七拾四人 三拾八軒 社人		
同宗	男子年十八	松 之 助	四 軒 家来		
同宗	二男年十四	三 之 助	人数ノ百七拾三人内 男九拾九人 女七拾四人		

新 吉 女子 ちよ 四	右之者御領分郡上郡東俣村出人 老人 かね 年廿五
作右衛門 男子 三之助 一	右之者郡上郡西俣村半十郎世俣 入人老人 仙太郎
一浄土真宗威徳寺旦那人夫	
市 郎 治 四男 安之助 二	七郎治 請人 宅右衛門
与左衛門 男子 五 郎 三	母西九月年六十三 請人 孫 助
	孝七母正月 孫左衛門
〆四人	年八十三 請人 五左衛門

右は寛政2年(1791)の宗門改帳であるが、これによると中在所には頭社人3軒・社人38軒・家来4軒あって、総て真宗門徒である。そのうち社人1軒と家来1軒だけが、安養寺(郡上八幡)檀家で他は威徳寺の檀徒である。この寺檀関係は、主として地域割になっており、家を中心に宗旨は継承される。

他宗旨から嫁入り、婿入りした場合、家の宗旨に従っており、中居神社の社家と真宗の檀家なのである。

たとえば、上在所の桜井大隈家は、曹源寺の檀那であるが、宝暦10年(1760)の同家先祖書によると、祖母は天台宗白山長滝寺経聞坊の娘、母は真宗威徳寺の娘、妻は真宗応西寺門徒 石徹白彦右衛門の娘であったが、嫁入りしてくるといづれも禅宗に改め、曹源寺の檀那となっている。大隈家は格式が高かったのであろう。勿論頭社家であるが頗る数の多いのは何故かは課題であろう。

3. 中野御坊と石徹白彦右衛門尉長澄

金森長近の股肱の臣といわれる石徹白彦右衛門長澄は、既述の如く石徹白の白山中居神社の社人であったが、天文年間(1532~55)に社家数が減少して、わずか3人になった。このころ越前の領主朝倉氏から、神主を1人に定めるよう申し入れてきたので、郡上の高砂から児河合氏(粥川氏の祖という)を招いて、神主として、相続した5代目が彦右衛門であった。足利氏の一族とも称されていた(拾遺録)。長近の飛騨討伐の折には、この地方の地理に明るい長澄が軍の先導役となり、尾上郷の険を越えて白川郷を制圧した功により白川郷において、1500石の知行を賜っている。

中野照蓮寺末の威徳寺は道幸や浄通が本願寺より本尊を賜わって道場を創始したことを前述したが、これは、嘉念坊10世の孫明心の教化を蒙った人達であった。こうゆう関係もあって、社人石徹白彦右衛門は有力な照蓮寺旦那として、当時の照蓮寺住職嘉念坊13世宣了とは親懇の間柄であった。(高山照蓮寺記)

中野照蓮寺が高山城下に引地されたのは、既述の如く長澄の献策であったことはいうまでもない。長近は長澄に命じて照蓮寺との間に起請文を取り交したのはい述の通りである。彦右衛門は飛騨戡定三戦をはじめとし、長近の征くところ常に随いその都度軍功があり、金森氏の長臣として重きをなしていたが、慶長元年(1596)9月17日伏見で病没した。

金森氏は痛くその死を悼み、遺骨を高野山に納めました。後室 住見に禄百石を賜り、士卒等は金森家に召抱えた。彦右衛門が没し、後室の住見は親族とはかって、その長子 藤十郎が幼年であったので、家臣上村五郎右衛門をして、後見役に依頼し、自らは諸般の家事を処理していた。しかしながら上村は、藤十郎が成人しても後見役を辞することがなく、藤十郎が成人後まもなく早世するに及んで、五郎右衛門は更に権勢を得て正式に白山中居神社の神主職を継いだ。

ついで後室の住見も没し、慶長5年(1600)7月15日上村五郎右衛門を改め、石徹白大和守を称するに至った。石徹白城は彦右衛門までは栄えた。

石徹白の聚落の先住民は、須甲、鴛谷、堀内、猿渡、大石等の諸氏族であり、縄紋晩期の石器や出土器の遺跡があり、この時代には手取川や九頭竜川添いの同一文化圏を持った土族の展開が知られる。白山信仰の拡張により、前述の奥羽平泉からの上村一族が帰村し、降って石徹白一族が郡上から入村している過程が知られるのである。

この山村の社人は、新しい文化を当時としては持っていたことから、先住民族の生活文化圏を征し、石徹白の政治支配の中心的2大勢力となり、利害関係が常に反して、宝暦騒動に見られる大きな対立的争論へと発展して行ったのである。

第6章 中野御坊 照蓮寺とその教化圏

中野御坊は、その背景に、はじめ内ヶ島氏、のちに金森氏の政治的経済的援助があったことは特に注目すべきことである。

願智坊が江馬氏（北飛の豪族）の庇護をうけて、奥飛驒の高原郷にその教団を発展したのと同様に、中野御坊が豪族内ヶ島と和睦し、その厚い庇護によって益々発展した。金森長近は飛驒1国を統一するや飛驒の真宗の中心的勢力である中野御坊の教団組織とその力を見逃さなかった。その儘放置しておけば一俟は必然であった。

天正17年（1589）高山城を築き、城下経営の第1歩として嘉念坊13世宣明を説いて、御坊を中野から高山へ移さしめて飛驒1国寺院の首領たらしめている。高山移寺に際し中野御坊跡には留守居を置き、これを心行坊と称した。これが現在の高山市城山の照蓮寺の前身であり、高山には照蓮寺が2寺移っていることになる。（この照蓮寺は水没ダムのため移築）

中野御坊が高山へ移る以前、12世善了は天正6年（1577）高山に草庵を設け（大門町の説あり）長子宣明と父子交代で居住し、この地方の教化にあたっていた。このように中野の本坊から遠い地方の末寺、門徒のために、該地に道場を建て、参詣聞法の便をはかったのである。これを通寺と呼んだ。また善了は次子永了を境内持仏堂の堂守とし、法嗣宣明を助けさせた。後々に宣明が金森氏の要請で、高山城下に移寺した際、永了もこれに従って高山に出て、長教寺を創建した。後、さらに郡上郡八幡に移寺し、郡上方面の教化にあたったのである。

右の布教により教化範囲は次第に拡大され、大野郡川上郷・三枝郷・吉城郡荒城郷・小島郷・益田郡上呂郷・馬瀬郷・小坂郷におよび、さらに国境を越えて越中・美濃・越前まで吉崎御坊との連繋の中に拡張された。十世明心のときには、越前石徹白の社人など多くの門信徒が中野御坊をたずねており、後に石徹白威徳寺は照蓮寺末となっている。（眠江記）

また永禄9年（1566）遠藤六郎左衛門盛教は、もと郡上郡白鳥の代官屋敷の地を照蓮寺に寄進している。（飛驒編年史要）

長い間、長滝寺の勢力下にあった白川郷が、室町中期以後中野御坊の発展にともない、かつては天台宗徒であったこの地方の住民は殆んど真宗門徒に転向していった傾向は、全国的で浄土教の下向であった。鎌倉・室町時代における庶民仏教の抬頭が、山間僻陬の地にまでおよんだ1事例であるが、1郷殆んど善俊門徒となり、他宗教教団の入りこむ余地のなかったのは、この地方特異の現象であって、注目すべきであろう。このようなめざましい教団の発展は、前述の如く地方豪族の庇護におうところが大きかったにせよ、中野御坊復興初期における有力な篤信者の教化活動即ち、俗道場にあったことを見逃すわけにはゆかない。蓮如の徳を慕う照蓮寺門徒のなかには、はるばる蓮如の在住地である吉崎・山科・京都・大阪などへ足を運んで、直接その教化に浴するものが少なくなかった。牧ヶ野の唯乗・楢谷の善宗・赤尾の道宗などは、蓮如入魂の弟子となり、帰郷してそれぞれ俗道場を開いて、

地元教化の推進者となっている。上記3人はそれぞれ蓮如または実如から6字の名号や祖師聖人の御真影あるいは蓮師の寿像を拝領している。

第7章 俗道場の理念と推移

俗道場は、その呼び方を例えば孫右衛門道場などと呼び、道場主の居宅をこれにあて、本尊には6字の名号を掲げて礼拝するのが当時のならわしであった。今日のような伽藍もなく華麗な仏荘厳もなかったが、それがかえって百姓にとっては集りよく仏法聴聞の心安い場所でもあった。そして道場主は俗体俗名の在家人で、在住の農民と生活をともにして、かたわら教化につとめた。道場主は本朝俗誌にいうような常の百姓より1段身分の低い有髪道心ではなく、姿は俗体俗名であっても、家筋もよく教養もあって、百姓の信望を集めるに十分な資格を具えていた。たとえば、牧ヶ野道場をはじめた唯乗の父は、故石久之丞という源氏に縁りのある武士であったし、新湊の道場安右衛門は嘉念坊善俊の末裔で、上白川郷きっての豪農三島甚助の出であり、また海上にあった聖殿道場の始祖は下総国の千葉小次郎成正であった。(願生寺由来記)これらの道場は後に本山へ方便法身尊形即ち阿弥陀如来の御絵像の下附を願い、或はまた寺号の免許を得て次第に寺院形態を整えてきた。江戸時代には飛騨3郡の俗道場は殆ど寺号を称えるようになっている。

「荘川村史」俗道場の条によれば、

飛騨に真宗が普及して、所謂真宗王国と称せられる程盛んになったのは、白川郷殊に中野御坊を中心とする照蓮寺門徒の活躍によるものと思われるが、その布教形式が俗道場によるものと考えられる。即ち指導者である俗道場主は、内に深く信心をたくわえて百姓の列に加ってともに仏の教を聞いたのである。

牧の源次、牧ヶ野の唯乗、楢谷の善宗、赤尾の道宗の如き妙好人がそれであった。こうした門徒の教団活動を指導した蓮如の卓越した手腕と確立した信仰にあったことは勿論である。「栄玄記」に「蓮如上人つねづね仰せられける。3人まず法義になしたきものなりと仰せられ候。その3人とは坊主と先老と村長と、この3人さえた在所々々にして、仏法にもとづき候はば、余の末々の人はみな法義になり、仏法繁昌にてあろうずるよ、と仰せられ候。」とあり、教義を民衆に徹底するためには、「道場主と村の長老と名主の3人が、仏法を信仰すればよい。そのうちでも特に坊主が自らの深い信仰を内にたくわえていなければならぬ」と蓮如は強調した。善俊によって、白川郷の1偶にともされた真宗の法灯が、燎原の火のように飛騨一円にひろがったのは、こうした俗道場の教化方式にあったともいえよう。

江戸時代には俗道場が寺号の免許を本山に願出て、寺号を称することは、容易であった。飛騨各地にあった数多い俗道場が姿を消して真宗寺院になったのは、教団組織の強化ということもあったであろうが、その背景には幕府の宗教政策があった。在家の信者が己が居宅を道場とし、多数の門徒を集合することは、徒党強訴の禁制にもつながるおそれがある。したがって在家に本尊を安置してはならぬという触れが出た。これは道場廃止の指令ともいうべきものであった。幕府は、道場が寺号を称して寺院となれば、宗門人別改めによって厳重な監督ができるというものである。

俗道場が悉く寺院になったわけではない。寺号免許をうけて寺院になるために困難な事情がある場合には、最寄りの寺院にたのんでその旦下となった。荘川村三谷と三尾河が西願寺、1色と寺河戸が遊浄寺、町屋と新湊が宝蔵寺、牛丸・中畑・牧戸・野々俣が蓮勝寺、黒谷と惣則が浄念寺、岩瀬・赤谷・中野・海上・尾上郷が光輪寺と照蓮寺にそれぞれ分属してその檀下となっている。本村の町屋に古くは太郎兵衛道場、次に長右衛門道場があったが廃絶し、惣助道場がこれに代って存続し、本尊を

安置し仏具などもあって、毎年11月16・17・18の3日間のオヒチャサマ（御7昼夜講親鸞忌）は部落を挙げて盛におこなわれたという。その後、町屋組は、新洲の宝蔵寺の檀下になって、本尊ならびに仏具・什器などを中野御坊へ返納し、惣助道場は廃せられた。荘川神社下の馬頭観音堂の内陣の1部は、かつて長右衛門道場の内陣であったと伝えられている。布教に精力的であった蓮如は、その数多い弟子や門徒に6字の名号（南無阿弥陀仏）を書き与えた。その子実如孫証如もまた父祖になって、さかんに名号を書き与えて布教につとめたので、教化は益々拡大した。荘川の赤谷部落の北林喜由家（現岐阜市在住）には、蓮如および実如真蹟の6字名号2幅が伝っており、野々俣の渡辺遠太郎家には方便法身尊像が伝っている。（阿弥陀如来絵像）「斐太後風土記」によると、飛騨3郡の真宗寺院

大野郡 61寺（高山15ヶ寺が含まれる）46ヶ寺（川上・小島・白川郷が37寺）

吉城郡 24寺

益田郡 17寺

この真宗寺院普及地域は中世の郡上白山長滝寺の寺領であったことは、注目される処である。千葉乗隆氏は、昭和48年3月3日の朝日新聞に「真宗の門徒組織」として、

村の指導者階層を信者にひきいれ、地域社会をあげて真宗門徒にしようとする方針は、本願寺蓮如の打出したものであった。蓮如のころ、荘園制は急速に崩壊へとむかい、農民の地縁的自治組織である惣村が誕生しつつあった。この村の指導者である長（おとな）百姓たちをまず門徒とし、地縁的共同体と宗教集団との1体化をはかろうとした。

第8章 天台浄土教から浄土真宗への帰依転宗(1)

1) 修験道の意義

中世における日本人の思想に大きな影響をあたえてきたものに修験道がある。修験の験とは、祈禱の結果としてのしるしであり、しるしとは、父母所生身、即証大覚位、即ちこの身このまゝ来世を待たずに、今生において悟りをひらいて、仏となって（上求菩提）生き続けるもののために救いの手をさしのべられる下化衆生の人間となることであった。修とは、そのための努力精進であり、霊験力や呪術力を身につけることである。そして道とは、その方法を研究して、或は、実践するための最高の手段と方法を意味して、きびしい修行を積んで、祈れば必ず神仏の助けを期待できるだけの法力を身につけたもの、それが験者であり、修験者であった。修験者は1面では迷える衆生であり、その迷いを克服しようと努力している修行者であった。しかし1面では神仏の加護と恩寵を祈りさえすれば、いつでもうけることができるばかりでなく、人にかわって神仏にとりつぐことのできる霊媒でもあり、神仏そのものでさえある。考えてみると矛盾した存在でもある。つぶれた声を験者声というのは、修験者が寒暑とたたかいながら声を鍛えた結果、声帯がつぶれてダミ声（浪花節の声）になるからで、そういう声で経を読み、呪文をとこなえるのでなければ、神仏に通じないし、悪魔をおそれさせ、退散させることはできないと考えていたからである。修験者は、そういう力をえるために、山へ入って修行をする。そこには家もなければ小屋もない、窟などがあれば何よりも幸いで、木の根や石を枕に、土や草の上にごろ寝をする外はないのである。だから、山伏とか、山臥とかいわれたのである。（日本仏教史）

宮家 準氏は、「修験道」（山伏の歴史と思想）の中で、「修験道は日本古来の山岳信仰がシャマニズム、仏教なかんづく密教、道教などの影響のもとに、平安時代中期頃一つの宗教体系をつくりあげたものである。農耕を守護する水分神や神霊が籠る聖地として山岳を崇める信仰は、遠く古代から存在した。またこうした霊地である山岳に居住する山人たちやそこで修行した呪術宗教者が、治病、除災

などの超自然的な力をもつものとして畏怖されてもいた。このうち水分神や祖霊の信仰は主としてのちに神道として展開し、山人や山の呪術師たちへの畏怖が修験道をつくりあげたと推定されないでもない。」云々としている。

親鸞聖人は初め天台宗の比叡山に登って、堂僧（不断念仏を勤める役僧）を勤め、20年の間道を求めて修学したが、修学の内容は、「南岳、天台の玄風を訪ひて広く3観仏乗の理を達し、とこしなへに楞嚴横川の余流を湛へて深く四教円融の義にあきらかなり」（本願寺聖人親鸞伝絵）

と記されているから、天台宗の実践門たる空仮3諦3観の理観と、教理門である化法、化儀の4教（天台宗では実在の実相を1諦と称し、1諦を開いて空・仮・中の3諦とする）

諦とは動かすべからざる真理、即ち不動の真理をいう。天台宗では3諦といて、龍樹の著である中論の「因縁所生ノ法ハ我即チ空ナリト説ク、亦是レ仮名ト為ス、亦是レ中道ノ義ナリ」の3諦偈に起源している。

3諦偈でも空をまた仮として、さらにまた中とするように相互に包摂し合っている。

円融の関係を現しているが、即空即仮即中という、つまり空はそのまゝ仮であり、仮はそのまゝ中であり、中はそのままに空であるというのである。故に1空1切空、1仮1切仮、1中1切中のこれを円融3諦といているのである。

またその根本思想は3諦の即空・即仮・即中である。つまり、天台宗の教理と観心とを学びそして、修行していたと想われる。

これらの考えは、修験道の共通的なものが背景にあったが、法然上人の門下で貴賤上下の別なく、出離生死の道を同じように説いているのを聞いて、満6ヶ年専修本願念仏の教に随順し、雑行を捨てた出離の道は信心を師の信心と1つである体験の成熟を多くの弟子に天台から真宗への転機的な教理を与えたのであると、辻善之助は述べている。

第9章 天台浄土から浄土真宗への帰依転宗(2)

美濃馬場白山長滝寺の寺領であった飛驒1円の天台圏が真宗圏に転移した理由について、嘉然坊善俊の照蓮寺における布教活動の勝利であるとしている。勿論布教活動にもよるが次の理由も併せ考える必要がある。

1. 河上庄とは馬瀬川の上流から、川上川流域1帯の白山長滝寺領と白川郷の上白川郷（莊川村）下白川郷（白川）等の長滝寺領が、室町時代の応永3年（1396）3月、將軍足利義満が長滝寺領河上庄安堵の教書を下してからは、歴世の將軍が、諸公事臨時役を免じて守護介不入の地であることを令して寺願を安堵したが、地方制度が乱れて威令が行われず、武家の蚕食押領が行われて長滝の衰微を早めてきたのも事実である。
2. 戒を破り法を護らない僧の所謂「禿頭沙門」「禿居士」という非僧非俗の妻帯生活者の庶民性が受け入れられたことにもよる。『改邪鈔』の条に、
「当世都鄙ニ流布シテ遁世者ト号スルハ多分一遍房化阿弥陀仏等ノ門人ヲイフ歟、カノトモカラ公ネト後世者気色ヲサキトシ、仏法者トミヘテ威儀ヲヒトスカタアラハサントメ振舞歟 ワカ大師聖人ノ御意ハカレニウシロアハセナリ、ツネノ御持言ニハワレハコレ加古ノ教信沙弥ノ定ナリト云云、シカレバ緯（コト）ヲ専修念仏停廢ノトキノ左遷ノ勅宣ニヨセマシマシテ、御位署ニハ愚禿ノ字ヲノセラル、コレスナハチ僧ニアラズ俗ニアラサル義ヲ表シテ教信沙弥ノコトクナルヘシト云云」とあるのは、この意を示したものであろう。半僧半俗と称せずして非僧非俗と呼んだ所に、僧俗の相對する概念を否定した独得の立場を認めなければならないであろう。これは世俗沙弥と大僧侶の智

的、形式的態度との上に展開せしめられた親鸞の自覚の差であろう。これは妻帯俗形にして人に雇傭せらるる平凡な篤信者の俗聖の信仰を通じて自己の認識、更に思想的にも僧侶的にも意義付けようとしたと考えられる。これは、煩瑣と形式からの解放であり、純真な信仰の昂揚であった。親鸞や智真の庶民性に徹し、それを十分に宗教体系の中に徹底せしめたものであり、無我性と遊行性の中に独自の展開をして民衆のものとなっていったのである。即ち庶民の往生可能なり安心の趣を最も平易に明解にさとしたことであつたのであろう。

3. 戦友中島正教氏（仏照寺住職、岐阜西別院運営委員会議長）の書冠によると、

「阿弥陀如来に関して、天台と真宗の見方について、「応身応土」という見方と「方便法身」という見方をするので、異質であるという御教示を頂いた。

然しながら、20年間比叡山の天台僧であつた親鸞、蓮如は、庶民性と大衆性という下降について如何にこの阿弥陀如来の本尊が、白山奥、院の阿弥陀如来と同じであるという点について力説したかにかつたと思考される。真宗の「方便法身」とは『一念多念証文』（親鸞著）によれば、

「方便とますは、かたちをあらはし、御名をしめして衆生にしらしめたまふをまふすなり、すなはち阿弥陀仏なり」と云い、『唯信鈔文意』（親鸞著）には、「この一如よりかたちをあらはして方便法身とまふす御すがたに法蔵比丘となりたまひて不可思議の48の大誓願をおこしあらはしたまふなり。この誓願のなかに光明無量の本願、寿命無量の弘誓を本としてあらはれたまへる御かたちを世親菩薩は尽十方無碍光如来となづけたてまつりたまへり、この如来すなはち誓願の業因にむくひたまひて報身如来とまふすなり。」とある。また笠原一男氏は、弥陀の本願を心から信じ、弥陀救けたまえ、つまり南無阿弥陀仏の念仏をとえれば、すべての人が救われるのである。しかも煩惱で身をつつまれた悪人が、そのままの姿でこの世で仏のような幸福生活が送れる。念仏者は生身のままで仏になれる。それも自力による即身成仏ではなく、自分の力をゼロと自覚し、弥陀の救いの誓いを信じ念仏することによって、弥陀の他力によって救われる。弥陀のもよおしにより、弥陀のはからいによって念仏者はこの世で仏になれるのである。念仏者のこの世の姿は仏と同じであり、「念仏者は無碍の一道」の人生が約束されるのである。そして死を迎えたとき、念仏者は西方極楽浄土において永遠に幸福な生をつづけ、再びこの穢土（えど）に輪廻（りんね）することがない。念仏者は仏教の生命論にみられる六道論廻から解放される。それは弥陀に対する御恩謝のためである。即ち個人も社会も、この世もあの世も救われる。煩惱具足の悪人こそ弥陀の救いの第一の対象としたとのべている。

天台浄土教所謂、天台宗の思想的展開の中で、阿弥陀仏の名号を称える口称念仏については、どう考えていたのであろうか。それについては、経中の「善友告テ言ク、汝若シ不能念ズルコト者応レ称=無量寿仏ノ名ヲ」釈して「苦、身に逼るが故に念ずること能はず、口に南無量寿と称ふ」と註するだけで、まったく関心を示していないのである。

しかしながら『極楽阿弥陀和讃』は『無量寿経』『観無量寿経』『阿弥陀経』のいわゆる浄土三部経の趣意を平易に説述したもので、『阿弥陀経』によって、極楽浄土の所在、ありさま、および阿弥陀仏のことを初めにのべて、次に『無量寿経』によって弥陀に48の大願があり、また仏は寿命光明ともに無量で、一切衆生を摂護することを一連に叙して、次に『観無量寿経』によって、五逆罪のものでも、一度廻心して南無と唱えれば、罪障消滅して浄土に往生し、また機（機根、素質の意）によって、九品の差別あることを四連に説いて、生きとし人間に生れ、逢いがたい仏法に逢ったのは、喜びの中の喜びであるから、努めて弥陀に仕えて、三途の苦を脱して、浄土に往生せんことを勧め、圧穢欣浄の思想を鼓吹している。『日本往生極楽記』にも『阿弥陀和讃20余行を作り、都鄙の老少以て、口実と為す。極楽結縁のもの往々にして多し』と記している。

以上のことから、民衆の間に浄土願生の信仰をひろめるに役立ったことが推測できる。

右の天台浄土の思想は、浄土真宗の思想共結論的には同じ世界観を持ち、阿弥陀に対して、共通の場を持っていたことは、真宗への転移に何等の抵抗を感じてなかったことを知れば、それは、当時の荘園崩壊の時期、即ち寺領の崩壊の時期でもあったと考えられるのである。それは、阿弥陀如来への本尊が一緒であったという大きな寿命無量の弘誓でもあったと考えられるが如何なものであろうか。

註1 拙稿 本山修験 聖護院門跡
第54号以下「白山御師」参照

文 献

辻 善之助 日本仏教史
大野達之助 上代の浄土教
飛州誌
飛驒国中案内
千葉乗隆 中部山村社会の真宗 吉川弘文館